

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

今別町は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

今別町長

## 公表日

令和8年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>当町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当町は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税賦課ファイル (2)固定資産税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） :なし （固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）  （別表第二における情報照会の根拠） :第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号030-1502 今別町役場 総務企画課 住所: 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167 電話: 0174-35-2001 ファクス: 0174-35-2298
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号030-1502 今別町役場 総務企画課 住所: 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167 電話: 0174-35-2001 ファクス: 0174-35-2298
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	課税資料に記載された個人番号及び個人を識別できる情報の入力、特定個人情報を含む保管、課税資料の廃棄等の事務があるが、いずれもマイナンバー利用事務におけるガイドライン等に従って事務を徹底しているほか、複数人での確認を徹底している。また、個人情報を取り扱う職員においては、eラーニング等による研修を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログインは、IDとパスワードによる認証に加え、静脈認証を行う多要素認証により行い、また必要最小限の職員に権限を付与している。また、住基ネット閲覧簿による管理も行っていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	総務課 税務次長 平山 茂樹	総務課 税務次長 小鹿 輝美	事後	人事異動による
平成27年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	平成26年12月15日時点	平成27年11月30日時点	事後	定期見直しによる
平成27年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月15日時点	平成27年11月30日時点	事後	定期見直しによる
平成29年1月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	平成27年11月30日時点	平成28年12月31日時点	事後	定期見直しによる
平成29年1月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年11月30日時点	平成28年12月31日時点	事後	定期見直しによる
令和1年6月21日	5.評価実施機関における担当部署①部署	総務課 税務	税務会計課	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正及び様式変更に伴う変更
令和1年6月21日	5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	総務課 税務次長 小鹿輝美	課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正及び様式変更に伴う変更
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	平成28年12月31日時点	令和元年6月21日時点	事後	定期見直しによる
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月31日時点	令和元年6月21日時点	事後	定期見直しによる
令和1年6月21日	リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発		1. 基礎項目評価書 2. 【目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か】十分である 3. 【目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か】十分である 【権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か】十分である 4. 【委託先における不正な使用等へのリスクへの対策は十分か】委託しない 5. 【不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か】提供・移転しない 6. 【目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か】十分である 【不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か】接続しない 7. 【特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か】十分である 8. 【実施の有無】自己点検 9. 【従業者に対する教育・啓発】十分に行っている	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正及び様式変更に伴う変更
令和8年3月9日	新様式へ転記				
令和8年3月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	今別町役場 総務課	今別町役場 総務企画課	事後	部署名の変更による
令和8年3月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	今別町役場 総務課	今別町役場 総務企画課	事後	部署名の変更による
令和8年3月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和元年6月21日時点	令和8年3月9日時点	事後	
令和8年3月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月21日時点	令和8年3月9日時点	事後	
令和8年3月9日	IV-8 人手を介在させる作業		新様式による項目追加	事後	
令和8年3月9日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式による項目追加	事後	